

中古農林業機械の清掃に係る留意事項について

令和5年3月30日
農林水産省 植物防疫所

一部の農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械類及び車両（以下「中古農林業機械」という。）は、輸入国の植物検疫規則に基づき、輸出国で発給された植物検疫証明書の添付が必要な場合があります。

中古農林業機械への植物検疫証明書の添付を要求する輸入国の多くは、輸入される中古農林業機械に対する植物検疫上の条件として「清掃され、土壌及び植物残渣が付着していないこと」を要求しています。このため、これらの輸入国向けに中古農林業機械を輸出する方は、以下の記載事項を参考に、土壌及び植物残渣を完全に除去した上で植物防疫所又は登録検査機関に検査を申請していただくようお願いします。

中古農林業機械の清掃に係る留意事項

輸出する中古農林業機械からは、完全に土壌及び植物残渣を除去してください。また、目視検査は、清掃後の状態で受検してください。

なお、中古農林業機械を清掃する際には、安全面に十分に注意してください。

清掃の際、特に注意が必要となる部位を以下に記載します。

○ 清掃の際、特に注意する部位等

【洗淨場所等】



洗淨は、コンクリート床など、土壌及び植物残渣（以下「土壌等」という。）による再汚染が生じない場所で実施。

清掃後も、土壌等による再汚染が生じないように注意。



業務用高圧洗浄機等を用いて土壌等を完全に除去。

固着した土壌等は水圧では落ちにくい
ため、ヘラやワイヤーブラシ等を用いて完全に除去。

【運転シート回り】



シートやペダル、フロアマット、ステップ、ステップフローア等に土壌や植物残渣が残存しないように注意。

【タイヤ回り】



タイヤ回りは土壌が付着しやすい
ため、注意。



外側だけでなく、車軸やホイール裏にも土壌が付着しやすいため、要注意。

タイヤの接地面は、フォークリフト等で車体を持ち上げる、前後に動かす等して清掃。



タイヤの連結部分は土壌が付着しやすいため、注意。

【機械底面部】

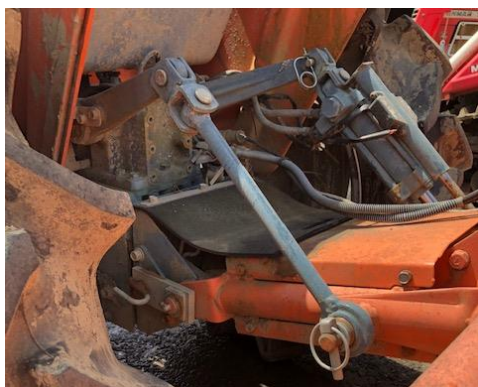


機械底面部分にも土壌が付着しやすいため注意。

洗にくい場合は、歩み板に乗せる、フォークリフト等で持ち上げるなどした上で清掃。

特に安全面に注意。

【作業機(ロータリー等)】



連結する部分（PTO やトップリンク、ロアーリンク、ユニバーサルジョイント等）にも土壌や植物残渣が付着しやすいので注意。



ロータリー部分は土壌が付着しやすいため注意。

爪受け、チェーンケース、尾輪受けの他、土壌が入り込みやすい隙間が多いので注意。



ロータリーの爪にはワラ等の植物残渣が付着しやすいため注意。

【エンジン周り】



エンジン回りも土壌や植物残渣により汚れていることが多いため注意。

エンジンカバーを外して洗浄。特にバッテリー下や各種の隙間、ラジエーター、フィルター部分等に土壌等が残らないように注意。

以上の部位等に特に注意し、土壌等を完全に清掃、除去してください。